

別添(2)

○ 教育職員免許法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表  
教育職員免許法施行令(昭和二十四年政令第三百三十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
、 教育職員免許法第十六条の三第三項の審議会等で政令で定めるものは 中央教育審議会とする。	、 教育職員免許法第十六条の三第四項の審議会等で政令で定めるものは 中央教育審議会とする。